

令和元年度
那珂川市プレミアム付商品券
取扱店募集要項

主催 那珂川市
業務委託受注者 那珂川市商工会

まえがき

本年度は国の消費税率引き上げ影響緩和対策により那珂川市がプレミアム付商品券を発行することとなり、また、毎年実施している地域の消費喚起を目的とした那珂川市商工会が主催の商品券事業も実施することとなった。二つの商品券事業が同時に実施されるため、事業者、消費者ともに商品券利用の際、混乱することがないように、利用対象・期間・換金方法・取扱店等を統一することとした。そのため、取扱登録店の募集は両事業への参加を登録するものである。

① 商品券事業概要

1. 目的 消費税・地方消費税率の引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的とし、プレミアム付商品券を発行する。
2. 発行団体 那珂川市
3. 名称 那珂川市プレミアム付商品券
4. 販売金額 1冊5,000円分(額面500円券×10枚つづり)を4,000円で販売
5. 購入限度 購入引換券1枚につき5冊(購入金額20,000円)まで
6. 購入対象者数 約10,500人(見込み)
7. 商品券販売期間 令和元年9月28日(土)から令和2年2月28日(金)まで
8. 販売場所等

区分	月 日	時 間	場 所
臨時	9月28日(土)	午前10時から午後5時まで	市役所第2別館 2階 大会議室
	9月29日(日)	午前10時から午後4時まで	
平日	9月30日(月)から 12月27日(金)までの平日	午前9時から午後4時まで	市役所 2階 安全安心課横
	令和2年1月6日(月)から 2月28日(金)までの平日	午前9時から午後4時まで	都市整備部庁舎 外会議室 (安德702-1) ※本庁舎とは所在地が異なります。ご注意ください。
休日	10月26日(土)	午前9時から午後4時まで	市役所 2階 安全安心課横
	11月24日(日)		
	12月21日(土)		
時間外	10月10日(木)	午後4時から午後9時まで	市役所 2階 安全安心課横
	11月14日(木)		
	12月12日(木)		

9. 使用期間 令和元年10月1日(火)から令和2年2月29日(土)まで
(5か月間) (使用期間を過ぎた場合は無効となります)
10. 換金期限 令和元年10月1日(火)から令和2年3月16日(月)
(換金依頼書) ……………別紙

11. 取扱登録証 登録店に配布（説明会時にシールを配布予定）
12. 取扱登録店名簿 取扱登録店一覧を購入引換券交付時に配布
13. 非会員登録料および換金手数料 なし

② 商品券の取扱いについて

1. 遵守事項

- (1) 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能となります。
- (2) 利用金額が商品券の額面に満たない場合でも釣銭は支払わないものとします。
- (3) 商品券を現金に換金することはできません。
- (4) 利用期間を過ぎた商品券は無効となります。

2. 利用対象とならないもの

- (1) 医療保険の適用のある診察料又は薬代の自己負担分の支払
- (2) 電気・ガス・水道代などの公共料金
- (3) 車検の法定費用の支払
- (4) 家賃や月極駐車場代の支払
- (5) 月極保育料の支払
- (6) たばこ（小売定価以外での販売が禁止されているもの）
- (7) 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- (8) 業務用資産の購入又は事業用仕入
- (9) 国や地方公共団体等への支払
- (10) その他国及び市長が該当しないと認めたもの

③ 取扱店の登録について

1. 取扱店申込み資格

那珂川市内に店舗、事務所等を有する事業者および市外的那珂川市商工会会員（小売店舗のみ）。ただし、次の(1)から(4)に該当する事業者を除く。

- (1) 風営法第2条に規定する営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体・反社会的勢力と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 上記②2「利用対象とならないもの」に記載の取引または商品のみを取り扱う事業者
- (4) その他市長が不相当と認める事業者

2. 取扱店の責務

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、市が提供する掲示物を利用者が分かりやすい

場所に掲示すること（ステッカーは長時間張ると剥がれにくくなる場合がありますのでご注意ください。）。

- (2) 商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- (3) 商品券を受け取る時は、偽造防止がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券でないかどうか確認し、偽造が疑われる場合には受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに那珂川市商工会まで報告すること。
- (4) 商品券を受け取ったときは、他店ででの使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名を必ず記入し、既に取扱店の記入がある場合は、受け取りを拒否すること。
- (5) 受け取った商品券の保管及び管理には十分注意することとし、紛失や盗難等による損失については取扱店の責務とする。

3. 商品券の換金

(1) 換金方法

- ・市が換金業務を委託している那珂川市商工会に、「使用済み商品券」、「那珂川市プレミアム商品券換金依頼書（市）」を持参し、手続きを行い、小切手を発行します（換金業務の受付時間は平日午前9時から午後4時まで）。
- ・受領した小切手を金融機関にて指定口座へ入金します。
- ・小切手をJA筑紫那珂川支店へ午後4時までに持参する現金化も可能です。
- ・振込での入金を希望される場合は、預り証を発行し、後日振込み手数料を差し引いた額を指定口座へ入金（振込手数料は依頼主負担となります）します。
- ・「那珂川市プレミアム商品券換金依頼書（市）」の用紙はコピー（または市ホームページよりダウンロード）使用可能です。
- ・使用済みの商品券裏面に店舗名を記入または押印（店名ゴム印）してください。店名のない商品券は換金できません。（複数枚ある場合は1枚のみで結構です。但し100枚を上限とし100枚毎に1枚は押印等お願いします。）
- ・100枚以上の場合は100枚ごとに輪ゴムでまとめてください。（那珂川市商工会発行の商品券とは分けてご持参ください。）

(2) 換金期限

令和元年10月1日（火）から令和2年3月16日（月）まで

※期間を過ぎた場合の換金には一切応じません。

4. 申込み方法

この募集要項の内容に同意の上、「那珂川市プレミアム商品券加盟店登録申込書」に必要事項を記入し、那珂川市商工会に令和元年8月30日（金）までに郵送またはFAXにてお申込ください。8月30日以降も受付けていますが、購入引換券交付時に配布いたします取扱店名簿への記載が間に合わないことがあります（追加登録の事業者はホームページへ掲載予定）。

④ その他

1. お客様への対応

- (1) 商品券を持参したお客様には、商品券1枚につき500円の商品販売や飲食・サービス等を行ってください。
- (2) つり銭は出しません。
- (3) 商品券で購入・サービスの提供を限定することは不可です。

2. 偽造および汚損した商品券の取扱い

偽造券と思われる商品券を発見、または、判別できないほど汚損した商品券をお持ちの方へは、商工会窓口にご持参いただくようご指導お願いいたします。

3. 違反行為

この募集要項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店としての登録を取り消す場合があります。

4. スケジュール

- | | |
|----------|---|
| 6/25 | 広報なかがわ7月号掲載（対象者へ周知） |
| 7/25 | 広報なかがわ8月号掲載
（取扱登録店募集および那珂川市商工会発行のプレミアム商品券発売）
※市ホームページにも広報内容を掲載。 |
| 7/25 | 取扱登録店募集開始 |
| 8/19・21 | 取扱登録店説明会 |
| 8/26 | 低所得者向け申請案内開始 |
| 9/13以降順次 | 低所得者・子育て世帯向け購入引換券交付 |
| 9/28 | 商品券販売開始 |

市実施分

那珂川市プレミアム付商品券換金依頼書

令和 年 月 日

那珂川市商工会殿

円

但し、那珂川市プレミアム付商品券 500 円券 枚分

換金方法 1. 小切手 2. 振込依頼 のいずれかに✓印をお願い致します。

1. 小切手

2. 振込依頼 (JA 筑紫より振込手数料を差し引いて送金いたします)

振込先	銀行・農協			支店					
口座種別	1 普通 ・ 2 当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義人									

請求者

住所

事業所名

氏名



商工会使用欄

受付	枚数確認	小切手作成	決済

受取サイン

分実施市

那珂川市プレミアム付商品券預り証

※振込み依頼時のみ発行いたします。

令和 年 月 日

様

円

但し、那珂川市プレミアム付商品券 500 円券

枚分

内訳	換金 金額	円
	－振込手数料	円
	差引	円

お振込み致します。

福岡県那珂川市西隈 3 丁目 1 番 10 号
那珂川市商工会 ⑩